令和８年度（２０２６年度）
河内長野市市民公益活動補償制度　募集案内

市民公益活動補償制度

～安心して活動を行うために～

【市民公益活動補償制度とは】

ボランティア団体や自治会・町会、その他公益的な活動をしている団体のメンバーなどが、日帰りの活動中に怪我をしてしまった場合や、過って第三者を傷つけ賠償責任を問われた場合に備える制度です。

≪補償期間≫
市に登録後、その年度の３月３１日まで。**※毎年の更新が必要です。**

★必ず市へ団体登録を★

担当課に「市民公益活動団体届」等を提出してください。
※保険料は市が負担します
※自治会・町会は、自治会等の役員名簿の届出により市民公益活動団体届の提出があったものとみなしておりますので、提出は不要となります

詳細は中面“利用の手続きについて”をご覧ください

事故が発生した場合は３０日以内に市へ報告を！

市民公益活動補償制度のご案内

１．対象となる団体

以下の３つの条件をすべて満たす団体

①主な活動拠点が河内長野市内である
②５人以上の市民で組織されている
③公益的な活動を無報酬で行っている

２．対象となる活動

先述の対象団体が、継続的・計画的に実施する公益性のある活動
（活動場所と自宅との通常の往復経路途上の事故も対象となります。）

	活動例
地域社会活動	自治会、PTA、防犯・防災活動、清掃活動、交通安全、まちづくり、国際交流、環境保全、自然保護などの活動
青少年健全育成活動	青少年健全育成のための青少年の指導・育成などの活動
社会福祉活動	社会福祉施設への支援、高齢者・心身障がい者への支援、子育て支援、地域福祉などの活動
スポーツ・文化の普及指導活動	スポーツ振興のための普及指導、文化振興のための普及指導などの活動

※対象外となる活動
【危険度の高い活動】（例）だんじりの曳行等に係る活動、
銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動、
森林ボランティア活動等で野焼き・山焼きを伴う活動、
山岳・海難救助、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動
【自助的な活動】　（例）自らの農業のために管理する水路を維持管理する自助活動
【学校園の行事】　（例）授業やクラブ活動など、学校の管理下で行われる学校園行事での活動
その他、政治・宗教・趣味的、又は営利を目的とする活動、宿泊を伴う活動、海外の活動

３．補償の対象範囲

先述の対象団体の活動に無償で従事するスタッフ

対象	スタッフ		参加者
説明	団体のメンバーで活動に従事する者	団体のメンバー以外で活動に従事する者	講座の参加者、スポーツ大会の競技者など
賠償補償	○	○	×
傷害補償	○	○	×

４．補償の内容

①賠償補償　活動中に、過って第三者の生命、身体又は財物に損害を与えた場合において、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害で、免責額１０，０００円を超える額

身体賠償	１名あたり　５，０００万円以内	被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損害費、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料、物の修理代等、保険会社の承諾を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用、損害の防止又は軽減のため有益な応急又は緊急の措置に要する費用
	１事故あたり　５億円以内	
財物賠償	１事故あたり　１，０００万円以内	

※対象外となるもの

活動者の故意による事故、天災により発生した事故、自動車（自転車を含む）に関する事故等

②傷害補償　活動中に、偶発的かつ避けることのできない事故により、身体に被害を被ることから生ずる損害で、入院又は通院の初日から実治療日数に対するもの

死亡補償	２００万円	事故発生の日から起算して 180 日以内に死亡した場合
後遺障害補償	６～２００万円	事故発生の日から起算して 180 日以内に後遺障害を生じた場合
入院補償	１日につき３，０００円	入院による治療を受けた場合（事故発生の日から起算して１８０日を経過する日までを限度）
手術補償	３～１２万円	事故発生の日から 180 日以内に手術による治療を受けた場合
通院補償	１日につき２，０００円	通院による治療を受けた場合（事故発生の日から起算して１８０日を経過するまでの間において９０日を限度）

※対象外となるもの

活動者の故意による事故、天災により発生した事故、脳疾患等の疾病による事故、
Ｏ－１５７・細菌性中毒事故による事故、むち打ち症・腰痛等で他覚症状のないもの等

利用の手続について

①まずは市へ登録を！(自治会・町会を除く)

担当課に「市民活動団体届」、「団体の名簿」、「活動内容がわかる資料（規約や事業計画書など）」を提出してください。一度登録された場合でも、毎年更新が必要になります。

※担当課がわからない場合、まちづくり推進課に提出してください。

②事故が発生した場合は速やかに市へ報告を！

事故発生後、速やかに担当課に事故の報告をしてください。

※30 日以内に報告しなかった場合や事実と異なる報告をした場合は、保険金が支払われないことがあります。

※最終的な事故の認定及び補償金額の決定は、担当の保険会社が行います。

活動中の怪我が増えています。無理せず、怪我のないようご注意ください。

～市民公益活動補償制度Ｑ＆Ａ～

Ｑ．友達同士で集まって、毎週コーラスの練習をしています。これは、「スポーツ・文化の普及指導活動」として対象になりますか？

Ａ．いいえ、対象になりません。サークル活動等の趣味活動、自助活動は、対象外です。

Ｑ．普段の活動は、コーラス練習で趣味の活動ですが、月に１回、老人ホームで、コーラスを披露しています。これは「市民公益活動」として対象になりますか？

Ａ．はい、対象になります。ただし、老人ホームを慰問している活動だけが「市民公益活動」として補償の対象になりますので、普段の練習中の怪我は、対象外です。

Ｑ．定例の清掃ボランティアに自転車で向かう途中で、誤って転倒し、怪我をしました。活動中ではありませんが、対象になりますか？

Ａ．はい、対象になります。活動場所と自宅との通常の往復経路途上（途中で寄り道をすると対象外）の怪我は対象となります。ただし、自転車を含め車両による事故は、傷害補償の対象となりますが、賠償補償の対象とはなりません。

Ｑ．家の近所の公園を時々掃除しています。どの団体にも加入していない、個人的な活動ですが、補償の対象になりますか？

Ａ．いいえ、対象になりません。個人で行う活動は、対象外です。また、５人以上の団体の活動であっても、「市民活動団体届」を提出していないと対象になりません。

Ｑ．私は、河内長野市に在住していませんが、河内長野市を中心に活動しているボランティア団体に加入しています。この団体では、「市民活動団体届」を提出していますが、万が一、私が活動中に怪我をした場合は、補償の対象になりますか？

Ａ．はい、対象になります。活動の主な拠点が河内長野市内であり、「市民活動団体届」を提出していれば、そのメンバーが市外に在住している方でも対象になります。

Ｑ．介助ボランティアをしていますが、交通費を支給してもらっています。お金をもらっていても、補償の対象になりますか？

Ａ．はい、対象になります。交通費などの実費支給の場合は、報酬とみなしません。ただし、実費以外に、活動の対価として報酬が出る場合は、補償の対象になりません。

Ｑ．水利組合が自らの農業のために管理する水路を維持管理する活動は、対象になりますか？

Ａ．いいえ、対象になりません。自主的、自発的活動とは考え難いものや、自助的な活動など広く公共の利益を目的とした活動とは考え難いものについては、対象になりません。

市民公益活動補償制度のお問合せは・・・

河内長野市　成長戦略部　まちづくり推進課

電　話：０７２１－５３－１１１１

E-Mail：machisui@city.kawachinagano.lg.jp

住　所：〒586-8501　河内長野市原町一丁目１番１号